

独立行政法人国立病院機構刀根山病院 不正防止計画

独立行政法人国立病院機構刀根山病院（以下「当院」という。）は、公的研究費の不正使用等を防止するため「不正防止計画」を策定する。

1. 公的研究費の不正防止に向けた管理体制の整備

公的研究費の不正防止に向けた管理体制を別紙のとおり整備し、不正防止計画を策定し、公的研究費の不正防止に努める。

2. 不正防止に向けた具体的事項の実施

(1) 確実な物品検収の実施

納入する物品の検収は事務担当者が行う。宅配便・夜間・緊急等の場合であつて業者が直接研究者に納品する場合は、後日事務担当者が現物確認を行うこととする。

(2) 旅費の事実確認

出張者が出張復命書を提出する際に用務内容に応じて記載事項を厳密にする。

- ① 研究打合せの場合は、打合せ相手の所属・氏名を記載する。
- ② 学会出席等の場合は、学会要旨等の当日配布される資料の添付を求める。
- ③ 無作為抽出による事実確認を実施する。

(3) 謝金に対する事実確認

雇上の研究補助員及び招聘による従事者の出勤簿は管理課で保管・管理し、従事者は管理課において押印する。業務内容の事実確認は従事者本人から行うとともに無作為に勤務状況の事実確認を実施する。

(4) 研究者によるルールの遵守

公的研究費に採択された研究者から、公的研究費の使用ルールを厳守し研究費不正の防止に努める旨の誓約書の提出を求める。

(5) 内部監査体制の強化

当院における適正な研究費の執行のため、内部監査部門による内部監査を最低年1回実施するものとする。内部監査に関する取扱いについては、独立行政法人国立病院機構刀根山病院公的研究費運用・管理規程による。

(6) 不正行為通報を受け入れる体制整備

不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、通報窓口を置く。通報窓口に関する取扱いについては、独立行政法人国立病院機構刀根山病院公的研究費運用・管理規程による。

(7) 不正行為通報案件の調査・報告体制

最高管理責任者は、不正行為の報告を受けたときは、防止計画推進室に命じて調査を行い、調査結果の報告を受けるものとする。調査・報告に関する取扱いについては、独立行政法人国立病院機構刀根山病院公的研究費運用・管理規程による。

(8) 不正防止計画推進部門の設置

不正防止計画推進のため、防止計画推進室を設置する。防止計画推進室に関する取扱いについては、独立行政法人国立病院機構刀根山病院公的研究費運用・管理規程による。

(9) 研究者、関係者へのコンプライアンス（法令遵守）の徹底

「独立行政法人国立病院機構刀根山病院公的研究費運用・管理規程」により公的研究費の取扱いについて周知を図る。

(10) 不正防止計画の改訂

当院における公的研究費の不正防止のため、今後も不正を発生させる要因の把握と要因分析を進めるとともに、実態を把握しながら随時改訂を行う。